



岡山県原水協通信

2015年12月16日 No362
原水爆禁止岡山県協議会
700-0981 岡山市北区西島田町4-25
TEL086-244-4526 (F)805-6172
kenmin@po5.oninet.ne.jp

県被爆者会に募金を贈呈しました

岡山県原水協は12月15日、恒例の被爆者募金を岡山県被爆者会に贈呈しました。中尾、三上代表理事ら6人の原水協役員が参加。被爆者会から土屋会長、平末副会長ら6人が出席し、中尾代表が平和行進や職場、地域から寄せられた募金を土屋会長に手渡しました。

被爆70年を記念して89人が寄せた手記の刊行の様子、原水協の活動や、国連での核兵器廃絶の動向など、和やかに懇談しました。



県被爆者会と懇談のあと全員で記念写真を撮りました。12/15

政府は日印協定をやめ被爆国としての外交を

インドとの原子力協定合意で日本原水協が事務局長談話発表

一、安倍晋三首相は12月12日、インドのナレンドラ・モディ首相と共同声明を発表し、日印原子力協定の締結について原則合意に達したことを明らかにした。

そもそもインドは、核不拡散(NPT)に加わらず、1998年に公然と核兵器の実験、開発に踏み切った核保有国である。そのような国に、被爆国日本の政府が原子力技術を提供し、核兵器開発の手助けをすることは許されない。原子力協定は調印すべきではない。

さらに付け加えるならば、福島第一原発事故はいまなお収束どころか、収束の目処も立っていない。大企業の思惑を優先して原発を輸出することは言語道断である。

二、今回のインド訪問でもうひとつ容認できないのは、共同声明でも日印関係を「地球的、戦略的パートナーシップ」として、アメリカ主導の軍事協力をアジア・太平洋からインド洋にわたって広げるお先棒を担ぎ、あわせてさきの「武器輸出三原則」の事実上の廃棄の上に、軍事技術や兵器の売込みさえ図ろうとしていることである。

本来日本は、紛争の平和的解決を憲法上の原則とす

る国であり、いまこの原則に立った外交こそもっとも必要なときである。

日本政府は、核拡散の助長と危険な軍事的パートナーシップの外交をやめ、憲法の平和原則と核兵器全面禁止の基礎に立った外交をすべきである。

2015年12月15日

日本原水協事務局長 安井正和



(インド国内で行われた安倍首相への抗議デモの様相)